



りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-05
(為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)

愛称: **ボンドマスター2016-05**
(為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)

単位型投信 / 海外 / 債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル: **0120-88-2976**

[受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社りそな銀行

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。
 リそな・ストラテジック・インカムファンド2016-05 (為替ヘッジあり) : 為替ヘッジあり
 リそな・ストラテジック・インカムファンド2016-05 (為替ヘッジなし) : 為替ヘッジなし

委託会社の概要

| | |
|------------------------|-------------------------|
| 委託会社名 | 三井住友アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1985年7月15日 |
| 資本金 | 20億円(2016年2月29日現在) |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 5兆2,787億円(2016年2月29日現在) |

商品分類

| 商品分類 | | |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
| 単位型 | 海外 | 債券 |

| ファンド名 | 属性区分 | | | | |
|---------|------------------------------|------|------------------|------------------|---------------|
| | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 為替ヘッジあり | その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) | 年4回 | グローバル (日本を除く) | ファンド・オブ・ ファンズ | あり (限定ヘッジ) |
| 為替ヘッジなし | | | | | なし |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年4月8日に関東財務局長に提出しており、2016年4月24日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

米ドル建ての債券等に投資し、安定的なインカム収入の確保と値上り益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 米ドル建ての世界の幅広い債券および債券関連派生商品等に投資します。

- 米国の債券等(国債、政府機関債、投資適格社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイイールド社債、貸付債権(バンクローン)等)、米国以外の先進国債券、新興国債券および債券関連派生商品等に分散投資します。なお、投資適格未満の銘柄への投資も含まれます。
- 米ドル建て債券には、非米ドル建て債券を為替取引により米ドル建てにしたものも含まれます。
- 市場環境や経済見通しに応じて、債券等の種別配分を機動的に変更します。

2 実際の運用は、債券運用において高い専門性を有するPIMCOグループが行います。

- 当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

3 信託期間約5年5ヵ月の単位型投資信託です。

4 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」からお選びいただけます。

- 「為替ヘッジあり」は、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
- 「為替ヘッジなし」は、原則として対円での為替ヘッジを行わず、為替差益の獲得を目指します。ただし、円高になった場合には、為替差損が発生します。

5 年4回決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。

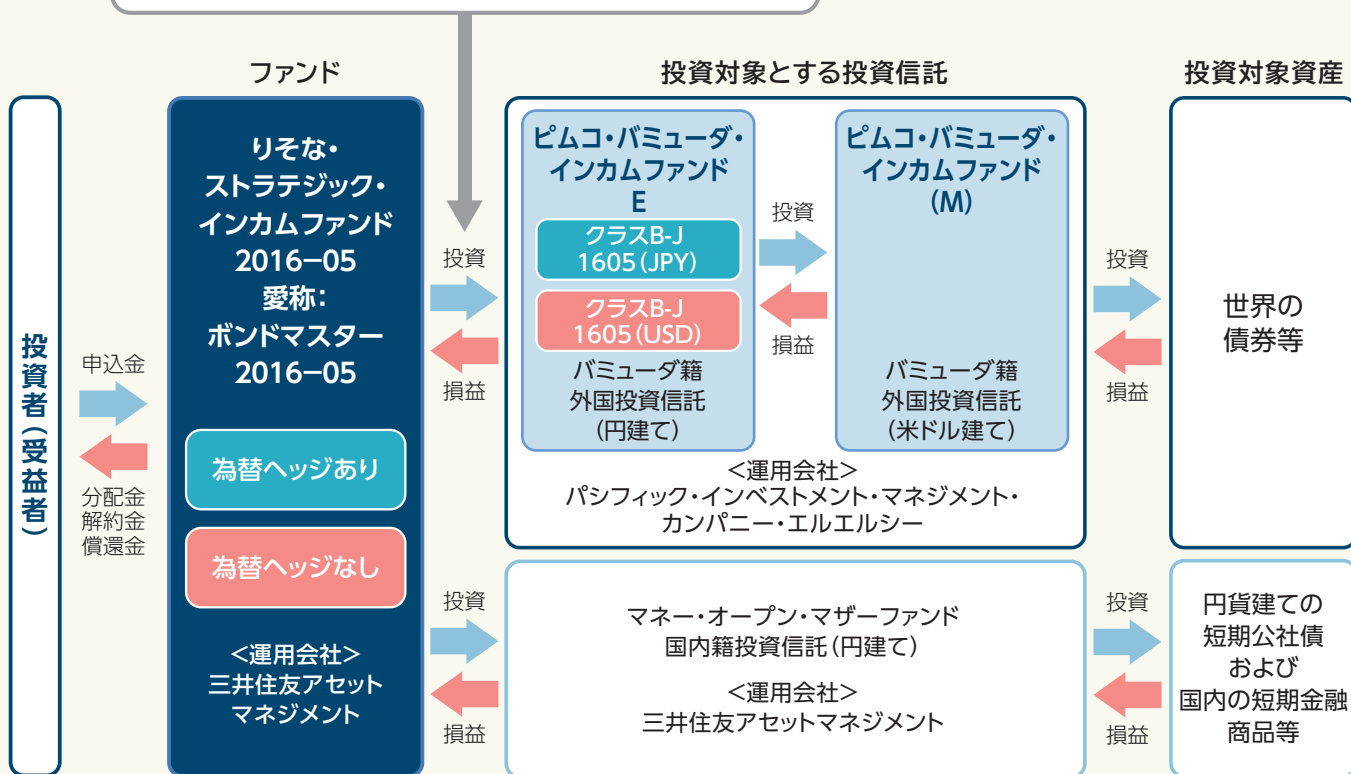
- 毎年2月、5月、8月、11月の12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 分配金額は、委託会社が収益配分方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ピムコジャパンリミテッドに運用指図権限の一部を委託します。



※「ピムコ・バミューダ・インカムファンドE」の各クラスの組入比率を原則として高位に保ちます。したがってファンドの実質的な主要投資対象は、世界の債券等となります。

※ファンドの投資対象である「ピムコ・バミューダ・インカムファンドE」から、直接、米ドル建ての債券および債券関連派生商品等への投資と同等の投資効果が得られる債券等に投資することがあります。

投資する債券等の種類と特徴

- 世界の幅広い債券等から、比較的高水準かつ安定的なインカム収入が期待できると判断される銘柄に投資します。
- 単一の投資対象に偏ることなく、多様な投資対象に分散投資します。

主な固定金利資産

米国政府関連債

- ・米国の政府や地方政府が発行する債券。
- ・信用力が高く、安全性が高いため、相対的に利回りは低い。

米国投資適格社債

- ・企業が発行する債券で、格付けがBBB格以上のもの。
- ・信用力が高く、安全性が高いため、相対的に利回りは低い。

ハイイールド社債

- ・企業が発行する債券で、格付けがBB格以下のもの。
- ・信用力が低い分、高い利回りが期待できる。

米国政府系モーゲージ証券

- ・政府系機関が発行する住宅ローンを担保とする証券。
- ・信用力は高い。
- ・期限前償還リスクがあるため、他の高格付け債券より利回りが高くなる傾向がある。

先進国債券

- ・先進国の政府や政府機関、企業が発行する債券。
- ・信用力が高い分、利回りは低くなる傾向がある。

新興国債券

- ・新興国の政府や政府機関、企業が発行する債券。
- ・先進国の債券と比べて信用力が低い分、利回りは高くなる傾向がある。

主な変動金利資産

バンクローン

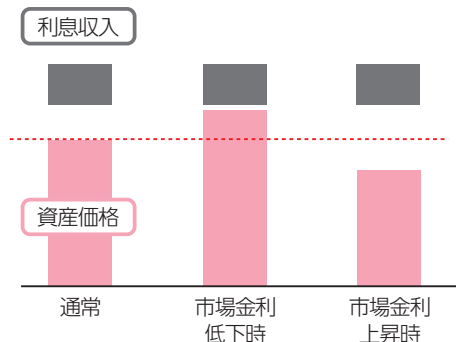
- ・銀行等が、主に格付けがBB格以下の企業に対して行うローン。
- ・通常、優先担保が設定されており、社債等と比較して弁済順位が高い。
- ・**変動金利で設定されることが多い。**

米国非政府系モーゲージ証券

- ・非政府系機関が発行する住宅ローンを担保とする証券。
- ・政府系と比べ信用力が低い分、利回りが高い。
- ・**変動金利で設定されることが多い。**

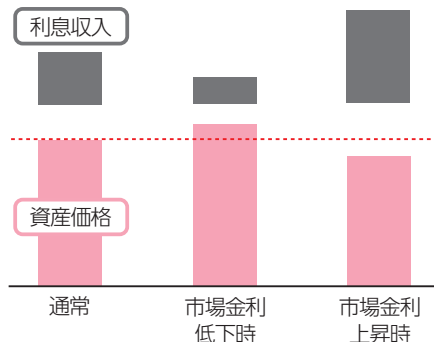
- 変動金利資産は、金利変動による資産価格の変動が相対的に小さく、金利上昇に抵抗があります。

固定金利資産の価格変動イメージ



固定金利資産は、利息は固定である一方で資産価格は金利変動に応じて相対的に大きく変動

変動金利資産の価格変動イメージ

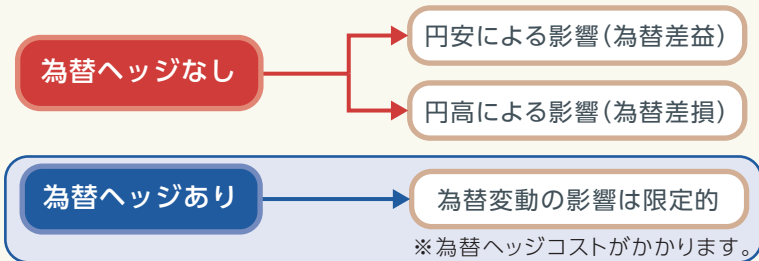


変動金利資産は、金利変動による資産価格の変動が相対的に小さい

※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。また、すべての資産を記載しているものではありません。

為替ヘッジについて～「為替ヘッジあり」の場合

〔対円での為替ヘッジの効果〕



為替ヘッジを行う場合のメリット

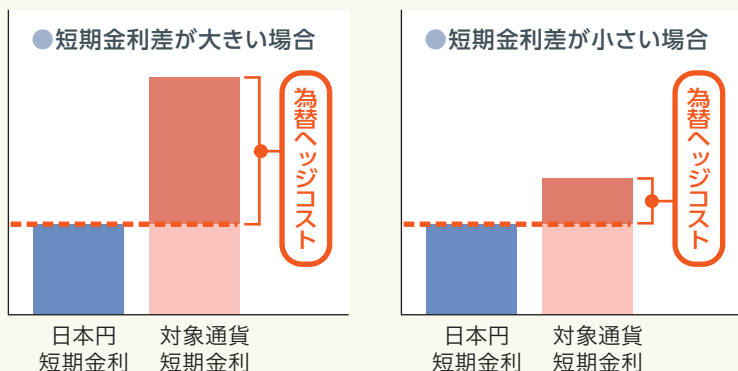
- 組入通貨に対し円高となった場合でも、為替差損は発生せず、基準価額へのマイナスは限定的となります。

為替ヘッジを行う場合のデメリット

- 組入通貨に対し円安となった場合でも、為替差益は発生せず、基準価額にプラスとなりません。
- 組入通貨と円の短期金利差に相当する為替ヘッジコストがかかり、基準価額にマイナスとなります。(組入通貨より円の短期金利が高い場合、基準価額にプラスとなります。)

- 海外証券投資には、為替変動リスクが伴います。
- 対円での為替ヘッジとは通貨の先渡取引等を利用し、あらかじめ為替変動リスクを低減する手法です。円高による為替差損を低減する目的で行われます。
- 「為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産に対し、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行うため、為替変動の影響は限定的となると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

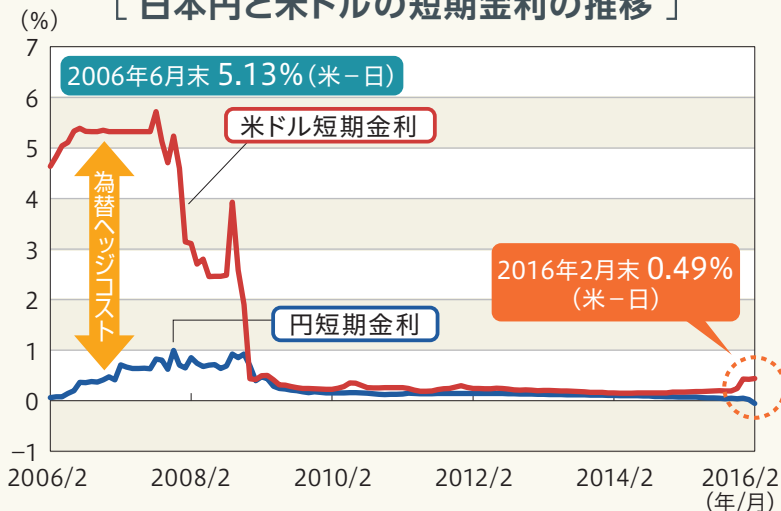
〔為替ヘッジコストのイメージ〕



- 対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

(注) 左記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

〔日本円と米ドルの短期金利の推移〕



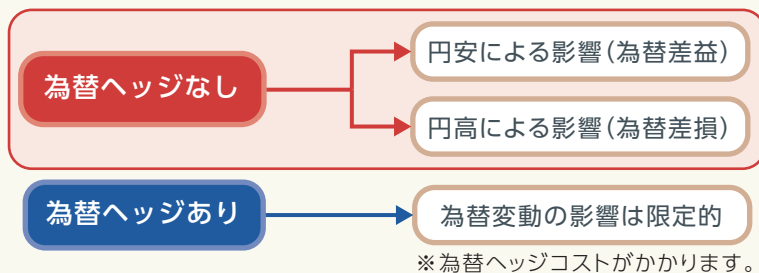
- 日米の金融緩和政策により、短期金利差は最低水準で推移してきました。
- 2015年12月の米国の利上げや2016年2月の日本のマイナス金利導入により、足元の短期金利差が拡大しています。

(注1) データは2006年2月末～2016年2月末。
 (注2) 各1ヵ月LIBORを使用。
 (出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

為替レートの推移～「為替ヘッジなし」の場合

[対円での為替ヘッジの効果]



■海外証券投資には、為替変動リスクが伴います。

■「為替ヘッジなし」は、対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。

為替ヘッジを行わない場合のメリット

- 組入通貨に対し円安となった場合、為替差益が発生し、基準価額にプラスとなります。

為替ヘッジを行わない場合のデメリット

- 組入通貨に対して円高となった場合、為替差損が発生し、基準価額にマイナスとなります。

[米ドルの対円為替推移]



■米ドルの対円為替は、2007年後半以降円高傾向で推移してきましたが、2012年10月以降円高が修正される動きとなっています。

(注) データは2006年2月末～2016年2月末。
(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

〔パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (PIMCO) の概要〕

| | |
|--------|--|
| 設立等 | 債券専門の運用会社として1971年に設立 米国最大級の債券ファンドを運用 |
| 運用チーム | 外国投資信託の運用は、インカム運用 チームが担当 |
| 拠点 | 米国をはじめ東京、シドニー、シンガポール、 ロンドン、ミュンヘン、香港、リオデジャ ネイロ等に拠点を設けグローバルにビジ ネスを展開 拠点数は世界に13カ所 |
| 従業員数 | 約2,360名(うち運用担当者 約250名) |
| 運用資産残高 | 約1.43兆米ドル(約172兆円、関係会社受 託分を含む) |

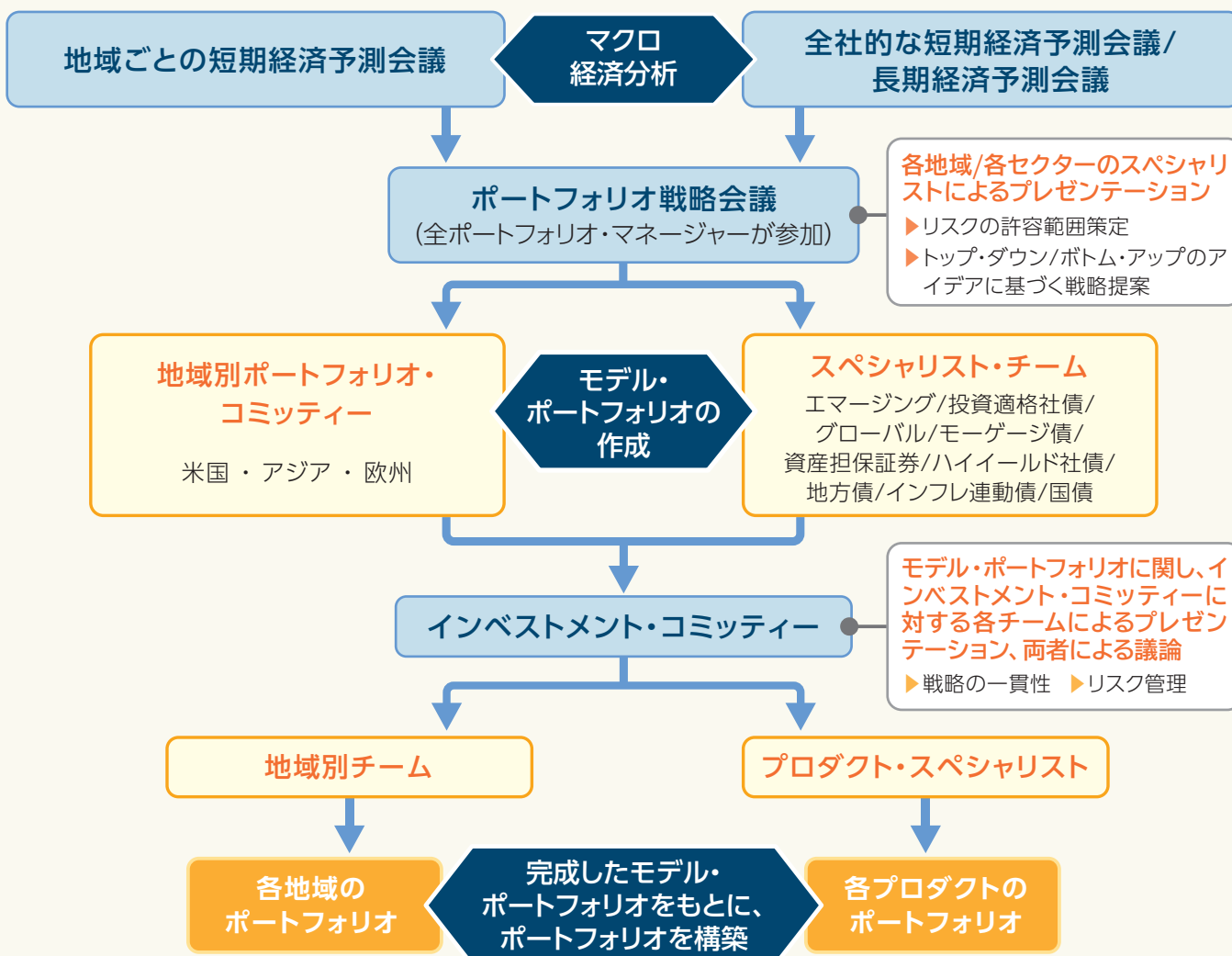
(注)2015年12月末時点。1米ドル=120.295円で換算。

〔ピムコジャパンリミテッドの概要〕

| | |
|--------|--|
| 設立等 | PIMCOのグローバル拠点の1つとして 1997年に設立 投資運用業等を営み、国内の証券投資 信託、年金基金、機関投資家等に対し 運用サービスを提供 |
| 従業員数 | 約90名 |
| 運用資産残高 | 約844億米ドル(約10.2兆円) |

(注)2015年12月末時点。1米ドル=120.295円で換算。

〔PIMCOの運用プロセス〕



(出所)ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

(注)上記の運用プロセスは2016年2月末時点のものであり、将来変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 年4回（原則として毎年2月、5月、8月、11月の12日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い金額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超過して支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払い戻しに相当する金額についても課税されます。

追加的記載事項①

■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶ピムコ・バミューダ・インカムファンドE クラスB-J 1605(JPY)

▶ピムコ・バミューダ・インカムファンドE クラスB-J 1605(USD)

| | | |
|--------------|--|--------|
| 形態 | バミューダ籍外国投資信託(円建て) | |
| 主要運用対象 | 「ピムコ・バミューダ・インカムファンド(M)」受益証券 | |
| 運用の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 「ピムコ・バミューダ・インカムファンド(M)」受益証券を主要投資対象として、投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い銘柄の中から、米ドル建ての債券等を中心に投資を行うことで、長期的な信託財産の成長を目指すとともに、利子収入の最大化を目指す運用を行います。 クラスB-J 1605(JPY) :原則として米ドル売り円買いの為替取引を行います。 クラスB-J 1605(USD):原則として対円での為替ヘッジを行いません。 | |
| ベンチマーク | ありません。 | |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> 米ドル建て資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。 | |
| 決算日 | 年1回決算(原則として、毎年10月31日) | |
| 分配方針 | 年4回(毎年2月、5月、8月、10月)、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。 | |
| 信託報酬 | ありません。 | |
| 販売管理報酬 | 2021年5月30日まで、年0.76% 2021年5月31日以降、ありません。 | |
| その他の費用 | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、租税公課、借入費用等がかかります。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |
| 申込手数料 | ありません。 | |
| 換金手数料 | 換金約定日に応じて、換金代金に以下の料率を乗じた額です。 | |
| | 換金約定日 | 換金手数料率 |
| | 2017年5月30日まで | 3.0% |
| | 2017年5月31日から2018年5月30日まで | 2.4% |
| | 2018年5月31日から2019年5月30日まで | 1.8% |
| | 2019年5月31日から2020年5月30日まで | 1.2% |
| | 2020年5月31日から2021年5月30日まで | 0.6% |
| 2021年5月31日以降 | なし | |
| 投資顧問会社 | パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー | |

※上記は、2016年4月8日現在の概要であり、今後内容が変更される場合があります。

▶マネー・オープン・マザーファンド

| | |
|---------|--|
| 主要運用対象 | 円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 運用の基本方針 | 主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。 |
| ベンチマーク | ありません。 |
| 決算日 | 原則として毎年3月1日 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 設定・解約時に0.005% |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 委託会社 | 三井住友アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 |

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク

「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

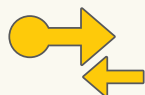
「為替ヘッジあり」…為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

投資する外国投資信託において、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、当該外国投資信託に組み入れられている米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。なお、当該外国投資信託に組み入れられている米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出に伴い、有価証券等を大量に売却しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

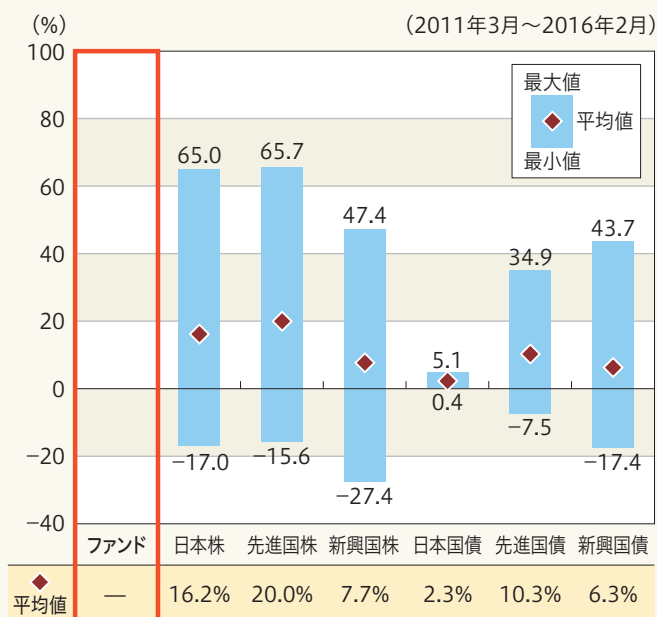
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

(参考情報)投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移 〕

該当事項はありません。

〔 ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較 〕



※右グラフは2011年3月～2016年2月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。なお、ファンドについては、2016年5月31日から運用を開始するため、2016年4月8日現在、記載すべき事項はありません。

<各資産クラスの指数>

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI(国債)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX(配当込み)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。

「MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。

「NOMURA-BPI(国債)」は、野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)」は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2016年5月31日から運用を開始するため、2016年4月8日現在、記載すべき事項はありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

| | |
|---------|-------------------------------|
| 購 入 単 位 | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。 |
| 購 入 価 額 | 1口当たり1円 |
| 購 入 代 金 | 販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。 |

換金時

| | |
|---------|--|
| 換 金 単 位 | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。 |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、換金申込受付日に応じた信託財産留保額を差し引いた価額となります。 ※信託財産留保額は、後掲「ファンドの費用・税金」の「ファンドの費用」をご覧ください。 |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。 |

申込関連

| | |
|---------------------------------|---|
| 申 込 締 切 時 間 | 購入時: 原則として、申込期間(2016年4月25日から2016年5月30日まで)中の販売会社の営業時間にお申し込みいただけます。 換金時: 原則として、午後3時までに換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 |
| 購 入 の 申 込 期 間 | 2016年4月25日から2016年5月30日まで |
| 申 込 不 可 日 | ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、換金の申込みを受け付けません。 |
| 換 金 制 限 | — |
| 購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただく場合があります。 |

決算日・収益分配

| | |
|---------|--|
| 決 算 日 | 毎年2月、5月、8月、11月の12日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収 益 分 配 | 年4回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) ※分配金は、原則として、税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 |

お申込みメモ

その他

| | |
|---------|--|
| 信託期間 | 2016年5月31日から2021年11月12日まで |
| 繰上償還 | <p>委託会社は、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなったときは、繰上償還します。</p> <p>委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。</p> |
| 信託金の限度額 | 各ファンド3,000億円 |
| 公 告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | <p>交付運用報告書は、6ヵ月(原則として5月および11月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。</p> <p>なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。</p> |
| 課税関係 | <p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p> <p>配当控除の適用はありません。</p> <p>※上記は、2016年2月29日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

| 購入時手数料 | <p>無手数料です。</p> <p>※ただし、外国投資信託の報酬代行会社からファンドの販売会社に対して外国投資信託の当初の買付金額に対して3.0%が支払われます。</p> <p>なお、上記の販売会社に支払われる金額は、ファンドの保有期間中に外国投資信託で発生する販売管理報酬および途中換金時にかかる信託財産留保額をもって、受益者が実質的に負担することとなります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|---------|-----------|--------------|-------------|--------------------------|-------------|--------------------------|-------------|--------------------------|-------------|--------------------------|-------------|--------------|----|
| 信託財産留保額 | <p>換金時：換金申込受付日に応じて1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に以下の率を乗じた額が信託財産留保額として差し引かれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">換金申込受付日</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">信託財産留保額の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">2017年5月30日まで</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">2017年5月31日から2018年5月30日まで</td> <td style="text-align: center;">2.4%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">2018年5月31日から2019年5月30日まで</td> <td style="text-align: center;">1.8%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">2019年5月31日から2020年5月30日まで</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">2020年5月31日から2021年5月30日まで</td> <td style="text-align: center;">0.6%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">2021年5月31日以降</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の信託財産留保額は、投資対象とする外国投資信託の換金手数料の支払いに充てられます。</p> <p>※繰上償還が決定した場合においても、換金時には信託財産留保額がかかります。ただし外国投資信託を全額売却した後は、信託財産留保額を差し引かないことがあります。</p> | | 換金申込受付日 | 信託財産留保額の率 | 2017年5月30日まで | 3.0% | 2017年5月31日から2018年5月30日まで | 2.4% | 2018年5月31日から2019年5月30日まで | 1.8% | 2019年5月31日から2020年5月30日まで | 1.2% | 2020年5月31日から2021年5月30日まで | 0.6% | 2021年5月31日以降 | なし |
| 換金申込受付日 | 信託財産留保額の率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2017年5月30日まで | 3.0% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2017年5月31日から2018年5月30日まで | 2.4% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2018年5月31日から2019年5月30日まで | 1.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2019年5月31日から2020年5月30日まで | 1.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2020年5月31日から2021年5月30日まで | 0.6% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2021年5月31日以降 | なし | | | | | | | | | | | | | | | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に年1.3284%(税抜き1.23%)の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末ならびに一部解約時または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p><信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1" data-bbox="582 470 1412 828"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.90%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.30%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。 ※委託会社の報酬には、ファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託先への報酬(年0.648%(税抜き0.6%))が含まれております。</p> | 支払先 | 料率 | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.90% | ファンド運用の指図等の対価 | 販売会社 | 年0.30% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.03% | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|------------------|--|---|----|-------|------|--------|---------------|------|--------|---|------|--------|---------------------------------|
| 支払先 | 料率 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 年0.90% | ファンド運用の指図等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 年0.30% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年0.03% | ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする 投資信託 | <p>2021年5月30日まで 年0.76%程度 2021年5月31日以降 なし ※上記は販売管理報酬です。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>2021年5月30日まで ファンドの純資産総額に対して年2.0884%(税抜き1.99%)程度 2021年5月31日以降 ファンドの純資産総額に対して年1.3284%(税抜き1.23%)程度 ※日程が前後する場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・ 手数料 | <p>上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。</p> | | | | | | | | | | | | |

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 分配金に対して20.315% |
|-----------------|-----------------------------|

換金(解約)時及び償還時

| | |
|-----------------|--|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|-----------------|--|

※上記は、2016年2月29日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※単位型の投資信託は、基準価額が元本を下回っている場合においても分配金に対して課税されます。

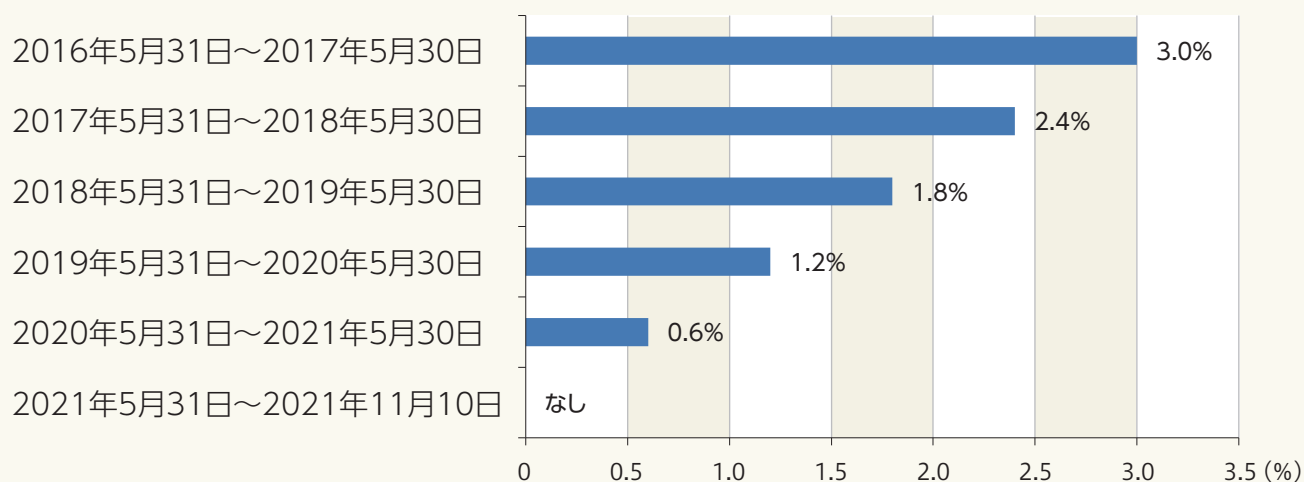
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項②

ファンドの購入時・換金時の手数料等について

- ファンドの購入時は手数料がかかりませんが、換金時に信託財産留保額がかかり、保有期間が長いほどその率が下がります。
- ファンドの信託財産留保額は、投資対象とする外国投資信託の換金手数料に充当します。
- 保有期間や基準価額の水準によっては、購入時手数料3.0%を支払った場合と比較して、投資者の費用負担の総額が相対的に高くなることがあります。

[信託財産留保額の率]



投資対象とする外国投資信託の手数料等について

- 外国投資信託では販売管理報酬がかかります。販売管理報酬とは、外国投資信託のスキーム運営に対する報酬であり、投資者には、購入時手数料に相当する費用等をファンドの保有期間中に外国投資信託で発生する販売管理報酬をもって、実質的にご負担いただきます。
- 外国投資信託では、換金手数料が換金約定日に応じてかかります。保有期間が長いほど換金手数料率は下がります。
- 外国投資信託で発生する換金手数料および販売管理報酬に相当する額（外国投資信託の当初の買付金額の3.0%）が、設定後に外国投資信託の報酬代行会社からファンドの販売会社に支払われます。なお、ファンドまたは外国投資信託の資産から支払われるわけではありません。

ファンド保有時に投資者が信託財産で間接的に負担する費用について

| | |
|------------------------------|--|
| ファンドの信託報酬 | ファンドの純資産総額に 年1.3284% (税抜き1.23%) の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末ならびに一部解約時または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 |
| 投資対象とする 外国投資信託の 販売管理報酬 | 2021年5月30日まで 年0.76%程度 2021年5月31日以降 なし |
| 実質的な負担 | 2021年5月30日まで ファンドの純資産総額に対して 年2.0884% (税抜き1.99%)程度 2021年5月31日以降 ファンドの純資産総額に対して 年1.3284% (税抜き1.23%)程度 ※日程が前後する場合があります。 |

※上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

